

差止請求書

2024年（令和6年）7月5日

東京都港区北青山2丁目7-13 3階
合同会社LeyLineGroup
代表取締役 柳川信證 殿

東京都千代田区六番町15番地
主婦会館プラザエフ6階
適格消費者団体・特定非営利活動法人
消費者機構日本
代表理事 佐々木幸孝
連絡先（事務局）：板谷伸彦 森口直樹
電話 03-5212-3066
FAX 03-5216-6077
メールアドレス itadani@coj.gr.jp
moriguchi@coj.gr.jp

私ども消費者機構日本（以下、「当機構」といいます。）は、消費者契約に関する調査、研究、事業者への不当行為の是正申入れ、消費者への情報提供等を通じ、消費者被害の拡大防止を図ることを目的に、消費者団体及び研究者、弁護士、司法書士、消費生活相談員など消費者問題の専門家により構成されている特定非営利活動法人であり、また消費者契約法第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。

当機構は、貴社に対し、本書をもって、消費者契約法第41条1項に基づき、本差止請求をいたします。つきましては、本差止請求に対して、本書到達後1週間以内に、本書に従い是正したことが確認できる文書による回答をお願いいたします。

第1 請求の要旨

- 1 貴社は、消費者に対し、消費者が貴社の専属実演家・芸術家として活動等をするために、貴社が消費者にレッスン及び出演業務等を提供する旨の専属演者契約（以下「本契約」といいます。）の締結を勧誘するに際し、仕事を紹介する具体的予定がないのに、その予定がある旨を告げてはならないこと

- 2 貴社は、消費者に対し、本契約に基づく役務の提供が「訪問販売」（特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」といいます。）第2条第1項）に該当する場合に、クーリングオフができないとする意思表示を行ってはならないこと
- 3 貴社は、消費者に対し、本契約に関して以下の意思表示を行ってはならないこと
 - (1) 消費者が契約期間の満了に際して連絡なく契約更新か解除の手続きを遅滞した場合には、積立金の受け取りを放棄したとみなす意思表示
 - (2) 消費者が契約期間の途中で契約を解除した場合には、保証金及び入会金（事務手数料）を返還しないという意思表示
- 4 貴社は、上記2、3の意思表示が記載された契約書その他一切の表示を破棄すること
- 5 貴社は、貴社の従業員及び委託している勧誘者に対し、上記1の勧誘行為、上記2、3の意思表示を行ってはならないこと及び上記2、3の意思表示が記載された契約書その他一切の表示を破棄して使用しないことを周知徹底させる措置をとることをそれぞれ請求します。

第2 紛争の要点

1 貴社が差止対象となる不当勧誘を現に行っていること

貴社は、インターネットのオーディションサイトなどで、ミュージックビデオなどの特定のオーディションを行うと告知して、同オーディションに申し込んだ者を貴社の営業所に呼び出し、この者に対して、オーディションに合格するには実績不足である、貴社と本契約を締結すれば、実績をつけるための仕事を紹介する予定である旨を告げて、本契約を締結させています。ところが、本契約を締結することで実績となるような仕事を紹介すると勧誘されていたにもかかわらず、実際には仕事が紹介されていない等、本契約に関する苦情は多数にのぼっています。

上記のとおり、貴社は、電磁的方法により、本契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに貴社の営業所に来訪を要請し、その者と本契約を締結していることから、本契約に基づく役務の提供は「訪問販売」（特定商取引法第2条第1項第2号、特定商取引に関する法律施行令第1条第1号）に該当します。

そして、特定商取引法では、不特定かつ多数の者に対し、訪問販売に係る契約の締結について勧誘をするに際し、役務の内容について不実告知を現に行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体による差止請求ができることになっています（同法第58条の18第1項第1号イ）。また、消費者契約法においても、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対し、重要事項につき不実告知を現に行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体による差止請求ができることになっています（消費者契約法第12条第1項）

よって、当機構は、適格消費者団体として、貴社に対し、このような勧誘方法の差止めを求めます。

2 貴社が差止対象となる契約条項を現に使用していること

貴社は、不特定かつ多数の者と本契約を締結するに際し、「専属演者契約書」（以下、「本契約書」という）を現に使用していますが、以下のとおり、本契約書には、特定商取引法又は消費者契約法に違反し、適格消費者団体による差止の対象となる条項が含まれています。

(1) 本契約第13条第1項第7号について

本契約第13条第1項第7号には、「クーリングオフは出来かねます。」と規定されていますが、上記のとおり、本契約に基づく役務の提供は「訪問販売」（特定商取引法第2条第1項）に該当し、訪問販売における契約の申込者等にはクーリングオフの権利が認められていることから（同法第9条第1項）、本契約第13条第1項第7号の規定は、同法第9条第1項の規定に反する特約（同法第9条第8項）に該当します。

そして、同法では、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者との間で、同項の規定する特約を含む契約締結に係る意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体による差止請求ができることになっています（同法第58条の18第2項第1号）。

よって、貴社に対し、請求の要旨2、4及び5記載のとおり、本契約第13条第1項第7号の規定に係る意思表示の停止、本契約書等の廃棄、並びに貴社の従業員及び委託している勧誘者に対して請求の要旨2記載の意思表示を行ってはならないことを周知徹底させるなどの措置をとることを求めます。

(2) 本契約第5条第2項後段について

本契約第5条第3項第1文において、消費者は貴社に対し、保証金として合計54万円（税別）を支払う義務があるとされ、同条項第3文において、保証金は、本契約満期での解除時に支給される積立金の原資とされています。そして、同条第2項は、消費者に対し、貴社が消費者宛に契約の更新意思の確認メールを送信してから1週間以内に書面にて契約更新か解除の手続を行うことを要求し（以上前段）、同手続をとることが困難な場合は、貴社に対して速やかに連絡を行うことを求め、その連絡をすることなく同手続を遅滞した場合は、自動的に本契約が満了し、消費者が積立金の受け取りを放棄したとみなす（以上後段）と規定されています。

しかし、同項後段の規定は、消費者が貴社に対し、所定の連絡をすることなく契約更新又は解除の手続を遅滞した場合、積立金の受け取りを放棄したとみなすとしていることから、法令中の公の秩序に関しない規定の適用である民法第519条の適用による場合に比して、消費者の権利である積立金返還請求権を制限する消費者契約の条項であることは明らかです。また、放棄とみなされる積立金の額は54万円（税別）と極めて高額で

あることなどからして、本契約第5条第2項後段の規定が消費者の利益を害する重大な効果を及ぼすものであることに対し、消費者が所定の連絡をすることなく上記手続を遅滞した場合、自動的に本契約が満了すると規定し、その場合、本契約は当初より予定された契約期間どおりに終了することで確定するのであるから、貴社において手続の煩瑣等は全くなく、消費者の上記手続遅滞によって貴社が蒙る不利益はないといえます。よって、同規定は、民法第1条第2項に規定する基本原則たる信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであることは明らかです。したがって、本契約第5条第2項後段の規定は、消費者契約法第10条に規定する消費者契約の条項に該当します。

そして、同法では、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約を締結するに際し、同法第10条に規定する消費者契約の条項を含む意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体による差止請求ができることになっています（同法第12条第3項）

よって、貴社に対し、請求の要旨3（1）、4及び5記載のとおり、本契約第5条第2項後段の規定に係る意思表示の停止、本契約書等の廃棄、並びに貴社の従業員及び委託している勧誘者に対して請求の要旨3（1）記載の意思表示を行ってはならないことを周知徹底させるなどの措置をとることを求めます。

（3）本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文について

ア 本契約第5条第3項第5文は、本契約満了時以外での保証金の返金はできないと定め、同条第4項第1文は、契約満了に達せず契約解除した場合、積立金は支給されないと規定しています。本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文の規定は、契約期間の途中で本契約が解除された場合、消費者の貴社に対する損害賠償額を保証金と同額であるとして、保証金を原資とする積立金を支給しないと定めたものですから、同規定は、本契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項に該当します。

イ 本契約に基づく役務の提供は、上記のとおり「訪問販売」に該当し、特定商取引法第10条第1項は、訪問販売における契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限を定めているところ、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文は、特定商取引法第10条第1項が定める制限を大幅に上回る解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定めていることから、同法第10条の規定に反する特約に該当します。

そして、同法では、訪問販売に関し、不特定かつ多数の者との間で、同条の規定に反する特約を含む契約締結に係る意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体による差止請求ができることになっています（同法第58条の18第2項第2号）。

ウ また、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文の規定は、解除の事由、時期等の区分を一切設けることなく、一律に、契約期間の途中で本契約が解除された場合、消費者の貴社に対する損害賠償額を保証金と同額であるとしていることから、その額には、解除の事由、時期等の区分に応じて、解除に伴い貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える部分が含まれていることは明らかなです。したがって、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文は、貴社に生ずべき平均的な損害を超える部分を含む規定ですので、消費者契約法第9条第1項第1号に規定する消費者契約の条項に該当します。

そして、同法では、不特定かつ多数の消費者との間で消費者契約を締結するに際し、同法第9条に規定する消費者契約の条項を含む意思表示を現に行い又は行うおそれがあるときは、適格消費者団体による差止請求ができることになっています（同法第12条第3項）

エ よって、貴社に対し、特定商取引法第58条の18第2項第2号及び消費者契約法第12条3項に基づき、請求の要旨3（2）、4及び5記載のとおり、本契約第5条第3項第5文及び同条第4項第1文の規定に係る意思表示の停止、本契約書等の廃棄、並びに貴社の従業員及び委託している勧誘者に対して請求の要旨3（2）記載の意思表示を行ってはならないことを周知徹底させるなどの措置をとることを求めます。

3 結論

以上の理由により、当機構は、貴社に対し、請求の要旨記載の措置をとることを請求致します。

なお、本書は、消費者契約法第41条1項に基づく差止請求ですので、本書到達から1週間経過後に、本書に従った貴社の是正措置がなされていない場合には、後記裁判所に提訴する予定です。

第3 訴えを提起する予定の裁判所

東京地方裁判所

以上